国の規制緩和による新たな形態の宿泊事業に関し対策を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成30年6月27日

提出者

12番 内 山 さとこ

3番 大 野 あつ子

4番 深 田 貴美子

5番 山 本 あつし

9番 木 﨑 剛

20番 橋 本 しげき

22番 山 本 ひとみ

武蔵野市議会議長 本 間 まさよ 殿

国の規制緩和による新たな形態の宿泊事業に関し対策を求める意見書

現在、東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会に向けて、国内ではさまざまな環境整備が急ピッチで進められている。近年の海外からの旅行者の増加に加えて、同大会の開催時には国内外からの観光客が東京に集中することが予想され、これらの需要に対応するための宿泊施設の充足が急務となっている。こうしたことから、国では、住宅宿泊事業法の制定及び旅館業法の改正を行い、本年6月 15 日より施行された。これに伴い、東京都においては、東京都における住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドラインを策定し、旅館業法施行条例の改正を行ったところである。

本市では昭和 58 年、武蔵野市旅館・レンタルルーム規制条例を制定し、善良な風俗を維持し、良好な環境を確保するとともに、青少年の健全育成を図るため、独自に取り組みを進めてきた。

しかしながら、住宅宿泊事業法については、八王子市・町田市を除く多摩地域の自治体では、許可権限がなく独自の条例等により規制や対策等自治権限を行使することができない。 本市に隣接する杉並区・練馬区等 23 区では独自に条例等で対策を講じているにもかかわらず、住民に最も身近な自治体として極めて不公平な状態にあると言わざるを得ない。

既に市内では、旅館業法の簡易宿所としての営業許可が東京都知事に申請されており、事業予定地には私立小学校、幼稚園が近接していることから、本年2月、東京都多摩府中保健所長より市に対して同法第3条第4項の規定に基づき意見照会があった。これを受け、市は、事業者に安全の確保と市との調整を図るよう求める意見を提出したが、事業者からは誠意ある対応は得られていない。さらに本年5月の説明会で、事業者が、投機が目的であり周辺住民との協調を図る必要はないと述べたことから、PTA関係者初め多くの市民から、良好な子育て環境を維持できるのかなどの心配や、事業者の適格性を疑問視する意見が関係各機関に寄せられている。

よって、東京都においては、国の規制緩和による新たな形態の宿泊事業に関し、宿泊施設の適正な管理運営と良好な住環境維持のため、地域・自治体の実情に応じたきめ細かな手続を可能とするよう、しかるべき対策を直ちに講ずるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年6月日

武蔵野市議会議長 本間 まさよ

東京都知事 あて